

JoyCa 会員規約・貸渡約款改定 新旧対比表 (改定日:2024/06/21)

		旧	新
第3条 (入会資格)	第1項(1)号	個人入会の場合で、入会申込者が日本国における各住所地の都道府県公安委員会が交付するカーシェアリング車両の運転を許可する有効な運転免許証を有していない場合。ただし、入会申込者が道路交通法第64条、同法第107条の2の定めにより日本国での運転を認められている国際運転免許証(翻訳証明が必要な場合はその翻訳証明も含む)を保持しており、その旨を当社に申告し、当社が特に入会を認める場合はこの限りではありません。	個人入会の場合で、入会申込者が日本国における各住所地の都道府県公安委員会が交付するカーシェアリング車両の運転を許可する有効な運転免許証を有していない場合。 ただし、入会申込者が道路交通法第64条、同法第107条の2の定めにより日本国での運転を認められている国際運転免許証(翻訳証明が必要な場合はその翻訳証明も含む)を保持しており、その旨を当社に申告し、当社が特に入会を認める場合はこの限りではありません。
第9条 (料金と決済)	第2項	会員は、本サービス利用に伴う料金およびその他当社等に対する債務の支払いを、個人会員については当社に届け出たクレジットカード(会員本人名義のクレジットカードに限る)決済によるものとし、法人会員については指定口座振替、当該法人名義のコーポレートカード、ビジネスカードもしくは代表者個人名義のクレジットカード決済によるものとします。	会員は、本サービス利用に伴う料金およびその他当社等に対する債務の支払いを、個人会員については当社に届け出たクレジットカード(会員本人名義のクレジットカードに限る)決済によるものとし、法人会員については指定口座振替、 当該法人名義のコーポレートカード、ビジネスカードもしくは代表者個人名義のクレジットカード決済によるものとします。
	第4項(2)号	決済方法がクレジットカード決済以外の場合、当社等は、原則として毎月末日をもって当該債務を締め切りこれを集計し請求するものとします。	決済方法当社等が、クレジットカード決済以外の決済方法を認めた場合、当社等は、原則として当該会員の当月1日から末日までの当社等に対する債務について、毎月末日をもって当該債務を締め切りこれを集計し請求するものとします。
	第4項(3)号	クレジットカード決済または指定口座振替の場合で、当社等が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は当社等からの請求に従い、振込みまたは現金持参にて不足額を当社等に支払うものとします。	クレジットカード決済または指定口座振替 その他の方法による決済 の場合で、当社等が銀行またはクレジットカード会社に所定額の請求をできなかった際には、会員は、当社等からの請求に従い、振込みまたは現金持参にて不足額を当社等に支払うものとします。
第19条 (予約の取消し等)	第2項	前項予約の取消しに関し、当社所定の期間を過ぎて予約を取り消す場合には、会員は、細則に定める予約取消手数料を当社等に支払うものとします。	前項予約の取消しに関し、当社所定の期間を過ぎて予約を取り消す場合(予約の借受期間を短縮する場合を含む)には、会員は、細則に定める予約取消手数料を当社等に支払うものとします。
第20条 (保証事項)	第1項(2)号	カーシェアリング車両の運転は、予約した登録運転者および当社等が認めた登録運転者に限ること。	カーシェアリング車両には予約した登録運転者が必ず乗車すること。また、カーシェアリング車両の運転は、予約した登録運転者および または当社等が認めた事前に当社等に届け出た登録運転者に限ること。
第22条 (貸渡料金)	第2項	貸渡料金とは、細則に基づき、カーシェアリング車両の予約時に指定した借受期間をもって算出される時間料金と、借受期間中のカーシェアリング車両の走行距離から算出される距離料金の合計金額をいいます。	貸渡料金とは、 細則に基づき、 カーシェアリング車両の予約時に の借受開始日に適用される料金表に基づき、 指定予約した借受期間をもって算出される時間料金と、借受期間中のカーシェアリング車両の走行距離から算出される距離料金の合計金額をいいます。
第23条 (貸渡料金の改定に伴う処置)	第2項	会員および登録運転者が第17条第1項に定める予約をした後に、当社が前項の定めにより貸渡料金を改定したときは、当該予約に関する貸渡料金は、借受期間満了時に適用される料金表に従うものとします。	会員および登録運転者が第17条第1項に定める予約をした後に、当社が前項の定めにより貸渡料金を改定したときは、当該予約に関する貸渡料金は、借受期間満了時 当該予約の借受開始日に適用される料金表に従うものとします。
第34条 (事故発生時の措置)	第1項(1)号	当社等および当社等所定の連絡先に報告し、その指示に従うこと。	道路交通法72条に定められた運転者として必要な措置を講じること、また速やかに事故の状況等を所管の警察に届け出ること。その後、当社等および当社等所定の連絡先に報告し、その指示に従うこと。